

令和 8 年

郡山市教育委員会

4月定例会議事録

令和8年 郡山市教育委員会 4月定例会議事録

日 時	令和8年4月28日(火) 午前11時	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)	
出席委員	教 育 長 早 崎 保 夫	教 育 長 藤 田 浩 志 職務代理者
	委 員 阿 部 亜 巳	委 員 見 越 大 樹
	委 員 佐 々 木 貞 子	委 員 間 桃 子
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長 ((併)こども部次長) こども部次長 ((併)学校教育部次長) 生涯学習課長 中央公民館長 中央図書館長 美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 教育総務部総務課長補佐 学校教育部学校管理課長補佐	宗 形 直 美 吉 田 圭 輔 武 田 正 俊 矢 部 真 弓 長 谷 川 新 次 吉 成 和 弘 橋 本 徹 家 久 来 悦 子 永 山 多 貴 子 宮 城 裕 樹 佐 藤 崇 史 舘 脇 一 弘 竹 之 内 貞 夫 鹿 俣 洋 鈴 木 享 也
	書 記	蛇 石 歩 未

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 19 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）

議案第 20 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）

議案第 21 号 郡山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

議案第 22 号 郡山市いじめ問題調査委員会への諮問について

報告第 4 号 専決処分事項の報告について（訓令）

5 そ の 他

（1）今後 5 年間に於ける郡山市のプログラミング教育のあり方について

6 閉 会

教 育 長 本日は、傍聴人はおられません。

只今から、郡山市教育委員会 令和 8 年 4 月定例会を開会いたします。

本日は、欠席委員がおりませんので、本定例会は成立いたします。はじめに、令和 8 年 3 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見はございますか。

（なし）

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

令和 8 年 3 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として、私から報告させていただきます。はじめに令和 8 年度の福島県市町村教育委員会教育長会議についてですが、県の教育委員会から令和 8 年度の教育政策について説明がありました。県の教育長のあいさつ冒頭に、不祥事根絶、不祥事防止についてお話がありました。一昨年度に比べると、件数としては半減していますが、管理職者による校内における飲酒や、盗撮等による懲戒免職、そういった重大

教 育 長 な事案が多かったということで、お話がありました。本市においては、不祥事ゼロが郡山市の常識として学校長等と意思疎通しておりますが、そこは肝に銘じていきたいと感じました。

資料2の福島県都市教育長会協議会総会においては、会津若松市の寺木教育長が会長に、私は副会長に任命されました。都市教育長協議会では、13市で課題を共有し協力しながらその解決にあたって、県の教育を少しずつ前進させていきたいということで意思を統一しました。

次に、東北都市教育長協議会が八戸市で開催されました。その会議の中で、それぞれの都市の課題を話しましたが、小規模学校における免許外教員、要するに小さい学校には教員数が少なくなるので、音楽、体育、技術家庭科の免許をもつ先生がいない学校があるが、そのような学校について、それぞれの都市でどんな工夫をされているかというテーマがありました。郡山市はスーパーティーチャーの事例について説明をしました。本市は、免許外教員が発生しないように一定規模の学校に県で非常勤講師を配置しておりますが、残念ながら配置がない学校もあり、授業実数が少ないところで、免許を持たない先生が授業をせざるを得ない状況が出ています。そこで、本市では独自に教員免許状を持っている人材を雇用して、その学校に配置し、チームティーチングで専門的な授業を実施しているということを説明しました。また、域内市町村教育長会議においては県中教育事務所の教育施策について各担当から説明がありました。最後に郡山市立学校長会議が行われ、校長先生方と本市の教育施策について共通理解を図りました。以上になります。

教 育 長 それでは、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第19号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」、議案第20号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、議案第21号「郡山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」、議案第22号「郡山市いじめ問題調査委員会への諮問について」、報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令）」以上、議案4件及び報告1件が提出されております。

議事の「議案第19号」及び「議案第21号」については人事案件であり、「議案第22号」については今後の方針決定に係る案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。委員の皆様にお諮りいたします。「議案第19号」、「議案第21号」及び「議案第22号」の案件の審議について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願い

教 育 長 いたします。

(賛成多数)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第19号」、「議案第21号」及び「議案第22号」については、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「5 その他」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、はじめに、議案第20号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(予算)」、事務局の説明を求めます。説明は総務課長に一括してお願いしますが、委員の皆様から質問等があった場合には各所属長から説明をお願いします。

総 務 課 長 議事の概要をご覧ください。こちらは令和7年度末専決補正予算についてでございます。令和7年度において各所属が実施した各種事業の実績額の確定及び国の補助交付金の額の確定に伴いまして、歳入と歳出予算の整理を行うものでございます。説明は以上になります。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第20号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第20号」については、原案のとおり決しました。次に、報告第4号「専決処分事項の報告について(訓令)」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 資料は引き続き概要の11ページをお開きください。
まず、郡山市教育委員会事務局等職員服務規定の一部改正についてご説

総務課長 明いたします。改正の趣旨といたしましては、子育て部分休暇の新設及び郡山市職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の背景でございますが、こちら県において労働組合からの要望を受け令和8年4月1日から無給の子育て部分休暇が新設されております。本市も県に準拠し郡山市職員等の勤務時間休暇等に関する条例等の一部改正を行いましたので、これに合わせて郡山市教育委員会事務局等職員サービス規定の一部改正を行うものでございます。また、既存様式の改正や子育て部分休暇簿の様式の整備を行うものでございます。これまでは子どもが小学校に入学した場合、10日以内の子育て休暇、または年次有給休暇を取得していましたが、この改正により小学校入学から9歳まで原則1日2時間以内、または年間10回以内で無給の休暇を取得することができるようになります。また郡山市職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、条文中の当該条例番号の改正を行ったものです。施行期日は令和8年4月1日となります。

次に郡山市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてご説明いたします。こちら改正の要旨としては、専決区分等の見直しに伴い、所要の改正を行うものとなります。改正内容といたしまして、条文及び共通専決事項の改正、特定専決事項の改正並びに財務専決事項の改正となっております。共通専決事項及び特定専決事項については部長・課長の専決できる範囲を整理し、財務専決事項については、物価上昇に合わせ専決できる範囲を拡大しております。この改正により事務の効率化及び、意思決定の適正化を図ることとしております。こちらも施行期日は一部を除き令和8年4月1日となります。説明は以上となります。

教育長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。「報告第4号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 御異議なしと認めます。よって、「報告第4号」については、原案のとおり決しました。

次に「5 その他」に入ります。(1)「今後5年間における郡山市のプ

教 育 長 ログラミング教育のあり方について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課課長 今後5年間における郡山市のプログラミング教育の在り方についてご説明させていただきます。学校教育審議会におきまして、令和6年から令和7年の2年間審議をしていただいた内容になっております。プログラミング教育の指針、使用教材、カリキュラムマネジメント、教育研修、情報リテラシー教育等、7項目の提言を受けたところでございます。資料については現状と課題についても整理されており、情報活用能力の育成、プログラミング的思考の育成は必須であるというような、プログラミング教育の重要性について強調されているところです。プログラミング教育については本市では、令和2年度から郡山版小中一貫プログラミング教育指針のもと、教育課程特例校として、小学校においてプログラミング学習を教科として必修化するなど、先進的な取り組みをしてきたところです。5年が経過したことに伴い、小中一貫での取り組みの方法や、学習評価など様々な課題が審議の中で挙げられたところです。提言につきましては、小学校版と中学校版の指針を分けて再編する、さらには指導力の違いや研修の不足などの課題を解消することを優先する等のご指摘をいただきながら、2030年次期学習指導要領全面実施を見据え、指針の改定、教員研修の改善、評価の整備、さらには生成AIへの対応等、総合的に進めることについてご提言をいただいた内容となっております。詳しくは資料別冊資料等をご覧ください。よろしく願いいたします。説明は以上です。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

見 越 委 員 2、3点ほど質問させていただきます。

1点目は生成AIの利用についてですが、使うのは良いと思います。ただ、最近エンジニアの現場において、新人教育の際生成AIを使うと生成AIに慣れてしまい、自分で考えることをしなくなることが考えられます。そのため、「自分自身の能力を上げる」よう1年間は使わないようにし、もし使うとしても慎重に導入して子どもたちの理解度が下がらないように気を付ける必要があると思います。

また、タイピングスキルの向上が必要だということでしたが、小学校からタイピングをするにはローマ字の理解が必要です。したがって、ローマ字教育の達成度がある程度ないと、そもそも文字を打つことができません。安易にタイピングをやらせると、ひらがな入力等をさせてしま

見越委員 うことがあり、逆にそれは将来困ることになると考えています。きちんとローマ字を教えながら進めていかないと、将来タイピングスキルが伸びないことがあるため、そこは注意が必要かと思います。

ただ、当然こうしたことを行うには先生方のスキルアップも必要です。しかし、今の先生方は研修等もありお忙しいと思いますので、時間配分などをうまく調整して進めていくのは大変だと思います。可能であれば、外部のエンジニアのような専門家を雇うなどして対応した方が良いのではないかと感じております。以上になります。

学校教育推進課長 生成AIの使用につきましては、私どもとしても慎重に進め方を考えております。県では子どもたちが使えるような状況を整えておりますが、私たちとしては使い方やガイドラインも含め、許可を取り、慎重に指導した上で使うことを想定しております。今年度はそれらをしっかり検討しながら、今後の運用に向けて動いていく運びになると思います。難しい部分もございますが、どう使わせるかという点をしっかり検討していきたいと考えております。

タイピングスキルにつきましては、現在のローマ字入力ということの問題もありますが、小学校ではなかなかそういった経験が難しい部分もございます。そのため、どういう場面でどうしたらよいかについて研修資料や動画等もございますので、そういったものを各学校にお示ししながら、各学校で進めていただければと思っております。

また、中学校に入るとローマ字入力が当たり前になっておりますが、実際のところ、タブレット等をひらがな入力している状況が多いこともございます。そちらについても授業の中で適正にご指導いただくようお話ししているところです。

先生方の研修については、お話の通り非常に時間がない状況でございますが、教育研修センターでICT支援員を配置しているところもございます。また、実践的な研修となるよう改善していくというお話をいただいておりますので、こちらを踏まえながら進めていきたいと考えております。

教育長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

見越委員 先日、中学校を訪問した際、目の前にキーボードがあるのにキーボードを閉じて画面をタップする子供たちが多かったので、できるだけキーボードを使うように、という一言があるだけでもスキルアップになるの

見越委員 かなと思いました。

教育長 その他、御意見等がありますでしょうか。

佐々木委員 小学校での英語学習やプログラミング教育の導入により、現場の教員の負担が増えている状況です。ローマ字の指導や動画配信なども加わり、準備や予習に多くの時間がかかっています。そこで、教育研修センターが支援員や企業と連携し、教員が無理なく取り組めるようサポート体制を整えることが大切だと考えます。また、ローマ字指導は英語の授業と連携して行い、児童が自然に身につくよう工夫することで、教員の負担を軽減できるのではないのでしょうか。現場の先生方が安心して教育に専念できる環境づくりが望まれます。

学校教育推進課長 今回のプログラミング教育の必修化にあたり、学校や先生方との格差をなくすことが重要であると認識しております。私どもといたしましても、先ほどお話がありましたように、指導計画をお示ししており、それを踏まえて各学校で一から考えるのではなく、このように進めていただければという内容を共有しているところでございます。

また、教材に関しましても、本来は各学校が自分たちで選んだり探したりする必要がありますが、私どもからは「これを使ってこのように進めていただければ対応可能です」という形でお示ししております。

さらに、それだけではやり方がわからない方々のために、今後は授業そのものの実践的な研修を教育研修センターで計画していると伺っております。

教育長 その他、御意見等がありますでしょうか。

藤田職務代理者 若干趣旨がずれるのですが、プログラミングで作成した成果物についてお伺いします。通常は、絵や工作で子どもたちが作った作品は持ち帰っていますが、プログラミングのデータやその他の成果物はどのように扱われるのか、ご教示いただきたいです。

学校教育推進課長 子どもたちが各自に配布されたタブレットを操作して作成されているものでございますので、それが例えばクラウド上に保存され、今後ずっと引き継げるのであれば、持ち帰ることも可能かと思えます。しかし、そうでない場合ですと、保存場所によって扱いが難しくなるという課題

学校教育推進課長

がございます。

そのため、こちらについては今後ご意見を伺いながら、教育研修センターとも協議して対応していきたいと考えております。成果物を発表したり、成果として残したりすることは、子どもたちにとって大切なことであると思いますので、慎重に検討しつつ対応させていただければと存じます。

藤田職務代理者

小学校6年間ずっとタブレットを使っていくということですので、その成果物がフォーマットの都合で完全になくなってしまふのはどうなのかという疑問がございます。ぜひその点については検討していただきたいと考えております。

もし成果物を消すのであれば、「サービス終了とはこういうことだ」ということを学ぶ意味でも重要なことであり、「デジタルデータやクラウドデータは永遠に残るものではない」ということを学ぶ機会にするという趣旨であれば、よく理解できます。そのため、この点も含めて成果物の保存と消去の両立ができるよう検討していただければと思います。

教 育 長

その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長

それでは、先ほど非公開としました議事に入ります。本日は傍聴人等はおられませんので直ちに審議に入ります。

(「議案19号」、「議案21号」及び「議案22号」を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認)

教 育 長

本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御提案等ありますか。

(なし)

教 育 長

事務局から他にありますか。

(なし)

